

政策 7-2

男女共同参画社会 の確立

■現状と課題

古賀市はこれまで男女共同参画社会の確立に向けて、「古賀市男女平等をめざす基本条例※1」「古賀市男女共同参画計画※2」に基づき、男女共同参画のつどいやセミナー、出前講座の開催や、企業へのアンケート調査の実施など、総合的・計画的な取組を進めてきました。これらの結果、審議会などの女性委員の割合は平成21(2009)年度には、37.3%となっており、県内でも高い割合を示しています。

しかしながら、市民に男女共同参画の理念が広く浸透していると言い難く、性別にとらわれない多様な個性を生かすことへの理解の深まりとともに、さらなる意識の変革が求められています。

■基本方針

- 男女の人権が等しく尊重され、対等な立場で家庭、学校、職場、地域社会において、あらゆる活動に積極的に参画でき、互いに個性を認めあい、支えあう男女共同参画社会の確立をめざします。

■政策実現のための主な施策

1. 男女共同参画意識の向上

- (1) 固定的性別役割意識にとらわれることなく、男女が互いに個性と能力を尊重しあい、社会参画できるまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域、職場における啓発活動を推進します。

2. 男女共同参画推進環境の充実

- (1) 男女が自立した生活の確立を目標とし、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に基づいた施策に取り組みます。
- (2) 古賀市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るなど、すべての審議会・委員会において、男女のバランスの取れた委員の登用を推進します。
- (3) 男女共同参画推進のため、人材の育成やネットワーク化に取り組むとともに、市民意識調査や企業へのアンケート調査を実施します。

3. 女性への暴力根絶

- (1) 女性への暴力を防ぐ施策を各関係機関と連携して積極的に推進します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標値
市民対象の男女共同参画啓発事業参加者数	353人(H21年度)	500人(H28年度)
審議会などの女性委員の割合 (広域の委員会を除く)	37.3%(H21年度)	40%(H28年度)

※1 真の男女平等を実現するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。平成17(2005)年度に施行。

※2 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の確立をめざし策定された計画。